

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成19年4月13日

賃貸住宅トータルサポート株式会社
代表取締役 阿久津 裕 殿

金融庁監督局保険課長 保井 俊之

平成19年3月23日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではない、と考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業が「保険業」に該当するものとされている。そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して」判断することとされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ-1-1(1)（注2））。

これに照らすと、照会者が、照会文書に記載された範囲において、賃貸借契約の賃貸人に対し、賃借人の退去時に、賃貸建物の経年劣化による損耗等について、清掃、修繕というサービスを行う業務（以下、「本件業務」という。）を行うことは、以下の事情等を総合的に勘案すると、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業に該当しないものと認められ、「保険業」に該当しないと考える。

- ①本件業務に係る約定の内容は、専ら清掃、修繕といったサービスの提供を約するものであること。
- ②本件業務の対象は、時の経過に伴って不可避免的に日々進行していくものであって、偶然に左右される程度が低いと考えられる建物の経年劣化に関するものであること。
- ③リーシングマネジメント事業を本業として営んでいる照会者が提供主体となって同事業の一環として行うものであり、同事業の顧客に対してのみ提供するものであること。
- ④清掃、修繕等の具体的な作業については、照会者の子会社に委託し、当該子会社あるいは当該子会社の指揮・監督下において下請業者に実施させることも想定しているが、役務提供に係る進捗管理及び品質管理全般については、照会者が全責任を負うとともに、照会者自身がオーナーから作業完了に関する承認をとるとのことであり、本件業務に係る役務提供は専ら外部委託等により他者に行わせるものではないこと。

よって、本件業務を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。